伊豆の国市デジタル人材育成業務　公募型プロポーザル実施要領

１　業務目的

令和３年にデジタル庁が創設され、社会全体が急速にデジタル化に向けて進む中、各自治体職員においてもデジタル化や DX に関する知識やスキルを標準的に身に付けることが求められてきております。

本市においても、そうした社会の流れに取り残されることのないよう、各職員のデジタル化や DX に対するマインドチェンジを推進し、新たなアイディアの創出や既存の業務プロセスの再構築を職員自らが生み出していくような組織風土を醸成していくため、本業務を実施するものです。

２　業務概要

（１）業務名称

伊豆の国市デジタル人材育成業務

（２）業務内容

別紙仕様書に記載

（３）委託契約期間

契約日の翌日から令和６年２月 29 日まで

（４）事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

（５）委託上限額

3,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記の委託上限額には、本業務委託を履行するために必要な全ての経費を含む。

３　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

【基本的要件】

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。

（３）参加者又はその役員等が、伊豆の国市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第２条第１項第１号から第３号までに規定する者に該当しないこと。

（４）企画提案募集に係る公募開始日から企画提案特定の日までに、伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成 18 年訓令第 14 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
（５）伊豆の国市民税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
（６）仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

【その他要件】
（１）過去５年（平成 30 年４月１日から令和５年３月 31 日まで）以内に地方公共団体等の発注する「デジタル人材育成業務」又は同様のデジタル化や DX に特化した人材育成業務を行い、完了した業務実績を有すること。
（２）ISO27001 又はプライバシーマークを取得していること。

４　提出書類等
本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の必要書類を提出すること。
（１）参加申込にかかる提出書類（Ａ４サイズを基本とすること）
①　必要書類
※ア～エの順でまとめ、提出すること。

提出書類等	留意事項
ア　プロポーザル参加申込書 （様式第１号）	
イ　会社概要書 （様式第２号）	
ウ　業務実績報告書 （様式第３号）	※過去５年（平成 30 年４月１日から令和５年３月 31 日まで）以内に地方公共団体等の発注する「デジタル人材育成業務」又は同様のデジタル化や DX の内容に特化した人材育成業務を行い、完了した実績の概要を記載すること。 （主なものを５件まで記載）
エ　暴力団等の関与がないことの誓約書 （様式第４号）	

②　提出期限
令和５年６月 23 日（金）17:00 まで
③　必要部数
各１部

（２）企画提案書等に関する提出書類（Ａ４サイズを基本とすること）

①　必要書類

<u>※企画提案書等は、アの様式第５号を鏡とし、イ以降を順にまとめた紙媒体で提出すること。</u>

提出書類等	留意事項
ア　鏡 （様式第５号）	
イ　会社概要及び過去の業務実績報告書 （任意様式）	※会社概要の記載様式については特に指定をしない。 ※過去５年（平成 30 年４月１日から令和５年３月 31 日まで）以内に地方公共団体等の発注する「デジタル人材育成業務」又は同様のデジタル化や DX の内容に特化した人材育成業務を行い、完了した実績の概要を記載すること。 （主なものを５件まで記載）
ウ　業務実施体制 （任意様式）	※業務実施・管理体制、業務実施能力、適格性等について記載すること。
エ　計画書 （任意様式）	※契約締結後から委託業務終了までの業務内容・行程が分かるように記載すること。
オ　見積書 （任意様式）	※本業務を履行するために必要な全ての経費を含めた本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）、総額（税込）を記載すること。
カ　その他 （任意様式）	※この要領に記載されていない事項で本業務の実現に必要な事項、参考になる事項があれば、必要に応じて提案者の判断で記載又は参考となる資料を提出すること。 　なお、追加提案に係る費用については「オ見積書」に含めないこと。

②　提出期限

令和５年６月 29 日（木）17:00 まで

③　必要部数

正本１部　副本６部

（３）提出方法

（１）（２）共に、提出書類は、持参又は郵送にて、伊豆の国市情報政策課に提出するものとする。

　なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申立等は受け付けない。

【提出先】
〒410-2396
静岡県伊豆の国市田京 299 番地の６
静岡県伊豆の国市情報政策課

（４）提出書類の取扱い
① 受付期間終了後は、提出書類に記載された内容の変更は原則認めない。
② 提出書類は、本件選考後も返却しない。
③ 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
④ 提出書類（③で複製した書類を含む。）は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
⑤ 提出書類は、伊豆の国市情報公開条例（平成 17 年伊豆の国市条例第８号）に基づき公開する場合がある。
⑥ 提出書類に記載された個人情報は、本プロポーザルの実施にのみ用い、他の用途には用いない。なお、当該個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により取り扱う。
⑦ 提出書類の内容について、別途確認し、追加書類を求める場合がある。

５ 質問の受付及び回答
（１）質問方法
質問がある場合は、質問書（様式第６号）により、電子メールで提出すること。
電話による質問は不可とする。
なお、質問書の提出後、担当課へ電話にて受信確認を行うこと。
【提出先】
静岡県伊豆の国市情報政策課
e-mail:system@city.izunokuni.shizuoka.jp
※件名：【会社名】伊豆の国市デジタル人材育成業務の質問
（２）質問に対する回答方法
本プロポーザルへの参加を表明した事業者に対し、プロポーザル参加申込書（様式第１号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答するものとする。また、質問の回答はこの要領の追加又は修正とみなす。
６ 審査の方法
（１）審査の基準
伊豆の国市デジタル人材育成業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）で定めた評価基準に基づき、審査を行う。
（２）審査方法
① プレゼンテーションを実施したうえで、選定委員会において、企画提案書、

見積金額、その他提出書類及びプレゼンテーションの内容を（３）の評価基準に沿って審査し、最優秀提案者１者を契約候補者として選定する。

② 選定委員会の会議は、非公開で行う。

③ プレゼンテーションの実施に当たり使用する備品等は、すべて提案者で用意すること。ただし、プロジェクター（HDMI ケーブルを含む）及びスクリーンについては担当課において用意する。

④ プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付順とする。

⑤ プレゼンテーションの実施日時、場所等の詳細は、後日通知する。

（３）評価基準

評価基準及び配点表（別紙１）のとおり

（４）失格事項

次の事項に該当する場合は、失格とする。

① 提案者が参加資格を満たさなくなった場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 提出すべき書類に不備があった場合（軽微な場合を除く。）

④ やむを得ない事情がある場合を除き、提出書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

⑤ 見積額が委託上限額を超えた場合

⑥ プレゼンテーションの審査当日、指定時刻に遅れた場合（ただし、公共交通機関の大幅な遅延等、提案者の責に依らない場合を除く。）

⑦ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

⑧ その他著しく信義に反する行為があった等、選定委員会において契約締結が困難と認められた場合

（５）審査結果の通知

審査結果は、審査完了後、参加申込者全員に電子メールで通知する。ただし、各評価項目の点数等は公開しない。また、審査経過や審査結果に対する異議は受け付けない。

７ 契約候補者との協議

審査により選定した契約候補者と伊豆の国市は、契約締結に向けて仕様書の細目について協議を行う。この協議に際しては、必要に応じて契約候補者の提案に対して修正を求めることができることとし、当該契約候補者は、誠実に協議に応じるものとする。なお、契約候補者との協議が不調のときは、審査による順位付けに基づき、上位の者から順に契約締結に向けた交渉を行う。

8　スケジュール

公募開始日	令和５年６月　８日（木）
参加申込書等の提出期限	令和５年６月 23 日（金）
質問書の提出期限	令和５年６月 23 日（金）
質問の回答期間	質問受領後随時回答 ※ただし、全ての質問について、 ６月 27 日（火）までに回答する。
企画提案書等の提出期限	令和５年６月 29 日（木）
プレゼンテーション予定日	令和５年７月 18 日（火）～21 日（金） 上記いずれか（別途通知）
審査結果通知予定日	審査完了後、速やかに通知
契約締結日	令和５年８月上旬を予定

※各日程は、状況により変更する場合がある。

9　その他

（１）本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。

（２）選定の採否を問わず、企画提案書の作成等、本プロポーザルの参加に要した費用は全て提案者の負担とする。

（３）提出書類等の内容について、担当課が必要に応じて意見を求めた場合は、これに応じること。

（４）本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

（５）参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

10　問い合わせ先等

〒410-2396
静岡県伊豆の国市田京 299 番地の６
伊豆の国市情報政策課　担当：萩原・塚田・山本
電話：0558-76-8015
ＦＡＸ：0558-77-2835